

令和4年度3月期 公共調達最適化(平成18年8月25日付財計第2017号)についてに基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程上の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の職員の数	備考
1	「令和5年度分官報裁判所公告データ」の購入	分任契約担当役 財務部長 吉川 和人 港区虎ノ門3-5-1	5.3.3	(独)国立印刷局 (法人番号:6010405003434) 東京都港区虎ノ門2-2-5	契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるため。(会計規程第32条第1項第1号「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」に該当)	—	1組 225,445 総価 2,705,340	—	—	
2	統合データベースに係る企業データ提供業務(令和4年度)	分任契約担当役 財務部長 吉川 和人 港区虎ノ門3-5-1	5.3.3	(株)東京商工リサーチ (法人番号:5010001134287) 東京都千代田区大手町1丁目3番1号	一定の要件を明示した事前確認公募を行なったが、当社以外に要件を満たす者からの申込みがなかったため。(会計規程第32条第1項第1号「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」に該当)(企画競争又は公募)	—	51,661,500	—	—	
3	中小企業共済事業団代理店契約書による共済掛金の預金口座振替契約	分任契約担当役 財務部長 吉川 和人 港区虎ノ門3-5-1	5.3.8	(株)みずほ銀行 (法人番号:6010001008845) 東京都千代田区大手町1丁目5番5号	契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるため。(会計規程第32条第1項第1号「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」に該当)	—	初期費用 2,200,000 口振1件275	—	—	
4	財務会計処理システム運用保守及びシステム改修業務(令和4年8月～令和6年3月)(第一回変更)	分任契約担当役 財務部長 吉川 和人 港区虎ノ門3-5-1	5.3.13	(株)日立システムズ (法人番号:6010701025710) 東京都中央区日本橋兜町1-4	契約の相手方を変更することにより、既存のサービス等との互換性の要件に合致しないサービス等を調達せざるを得なくなるため、既存のサービス等の拡大若しくは追加を当初の契約の相手から受ける必要があるため。会計規程 第32条第1項第1号「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」に該当)	—	10,230,000	—	—	
5	令和4年度 中小企業再生支援協議会事業にかかる業務効率化システム基本ソフトウェア更改等業務(第一回変更)	分任契約担当役 財務部長 吉川 和人 港区虎ノ門3-5-1	5.3.13	TIS(株) (法人番号:2010001134133) 東京都新宿区西新宿8-17-1	契約の相手方を変更することにより、既存のサービス等との互換性の要件に合致しないサービス等を調達せざるを得なくなるため、既存のサービス等の拡大若しくは追加を当初の契約の相手から受ける必要があるため。会計規程 第32条第1項第1号「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」に該当)	—	—	—	—	
6	ジェグテック2次システムに係る運用管理(システム改修含む)及びハードウェア等の製品保守業務(令和5年度)	分任契約担当役 財務部長 吉川 和人 港区虎ノ門3-5-1	5.3.13	SBテクノロジー(株) (法人番号:7011101033773) 東京都新宿区新宿6-27-30	一定の要件を明示した事前確認公募を行なったが、当社以外に要件を満たす者からの申込みがなかったため。(会計規程第32条第1項第1号「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」に該当)(企画競争又は公募)	—	127,565,680	—	—	

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程上の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の職員の数	備考
7	令和5年度経営実態把握サポートサイト・システム(経営自己診断システム)で使用する中小企業の決算データに基づく各種指標(基準値データ)の提供業務	分任契約担当役 財務部長 吉川 和人 港区虎ノ門3-5-1	5.3.22	CRDビジネスサポート(株) (法人番号:3010001176827) 東京都中央区日本橋人形町2-26-5	販売権を有するものが当社のみであり、随意契約の相手方以外に代替するものがない。 (会計規程 第32条第1項第1号「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」に該当)	—	5,092,593	—	—	
8	中小企業再生支援協議会事業にかかる業務効率化システムにおける運用等請負業務(第二回変更)	分任契約担当役 財務部長 吉川 和人 港区虎ノ門3-5-1	5.3.24	TIS(株) (法人番号:2010001134133) 東京都新宿区西新宿8-17-1	契約の相手方を変更することにより、既存のサービス等との互換性の要件に合致しないサービス等を調達せざるを得なくなるため、既存のサービス等の拡大若しくは追加を当初の契約の相手方から受ける必要があるため。会計規程 第32条第1項第1号「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」に該当)	—	単価契約	—	—	
9	「中小企業等事業再構築促進補助金」に係る事務局業務委託(第三回変更)	分任契約担当役 財務部長 吉川 和人 港区虎ノ門3-5-2	5.3.27	(株)パソナ (法人番号1010001067359) 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	契約の相手方を変更することにより、既存のサービス等との互換性の要件に合致しないサービス等を調達せざるを得なくなるため、既存のサービス等の拡大若しくは追加を当初の契約の相手方から受ける必要があるため。会計規程 第32条第1項第1号「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」に該当)	—	21,646,551,135	—	—	21,646,551,135円増額
10	ジェグテック2次システムに係る運用管理(システム改修含む)及びハードウェア等の製品保守業務(令和4年度)(第一回変更)	分任契約担当役 財務部長 吉川 和人 港区虎ノ門3-5-1	5.3.28	SBテクノロジー(株) (法人番号:7011101033773) 東京都新宿区新宿6-27-30	契約の相手方を変更することにより、既存のサービス等との互換性の要件に合致しないサービス等を調達せざるを得なくなるため、既存のサービス等の拡大若しくは追加を当初の契約の相手方から受ける必要があるため。会計規程 第32条第1項第1号「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」に該当)	—	▲20,615,980	—	—	
11	小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係る現行システムデータ抽出業務	分任契約担当役 財務部長 吉川 和人 港区虎ノ門3-5-1	5.3.30	富士通(株) (法人番号:1020001071491) 東京都港区東新橋1-5-2	当社以外に技術、設備、品質保証能力等を有するものが存在しないため随意契約の相手方によってのみ供給されることが可能であり、代替するものがない。 (会計規程 第32条第1項第1号「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」に該当) (企画競争又は公募)	—	44,550,000	—	—	
12	令和4年度 事業承継・引継ぎ支援事業の推進に係る地域データ作成業務	分任契約担当役 財務部長 吉川 和人 港区虎ノ門3-5-1	5.3.30	(株)帝国データバンク (法人番号:5010001134287) 東京都港区南青山二丁目5番20号	公募により企画競争に付された内から、当社の提案した企画内容が当機構の期待する最も優秀なものと選定されたため。 (会計規程第32条第1項第0号「契約性質又は目的が競争を許さないとき。」に該当)	—	2,872,056	—	—	

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程上の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の職員の数	備考
13	ネットDE口座振替契約サービス(インターネット口座振替契約受付サービス)の取扱に関する契約	分任契約担当役 財務部長 吉川 和人 港区虎ノ門3-5-1	5.3.31	(株)三井住友銀行 (法人番号:5010001008813) 東京都港区西新橋一丁目3番1号	契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるため。(会計規程第32条第1項第1号「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」に該当)	—	初期費用 3,000,000 口座振1件200	—	—	税抜き
14	令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金(コロナ特別対応型)【商工会地区】に係る事務局業務に関する委託契約(第四回変更)	分任契約担当役 財務部長 吉川 和人 港区虎ノ門3-5-1	5.3.31	全国商工会連合会 (法人番号:9010005017583) 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号 有楽町電気ビル北館19階	契約の相手方を変更することにより、既存のサービス等との互換性の要件に合致しないサービス等を調達せざるを得なくなるため、既存のサービス等の拡大若しくは追加を当初の契約の相手から受ける必要があるため。会計規程 第32条第1項第1号「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」に該当)	—	0	—	—	業務期間延長に伴う変更契約。